

9-10 職業性疾病の防止・健康管理

職業性疾病の防止
健康管理

対策の概要

1 職業性疾病の防止

(1) 労働衛生の三管理

(2) 個別対策

- a 化学物質の管理
- b アスベストの管理
- c 粉じんの管理
- d 電離放射線、酸欠、騒音、振動、腰痛、熱中症、VDT作業の管理

2 健康管理

(1) 健康診断と事後措置

(2) 過重労働による健康障害の防止（長時間労働者に対する医師面接制度）

(3) メンタルヘルスに関する対策

(4) 健康づくり、快適職場の形成

労働衛生の三管理

職業性疾病等の予防のためには、労働衛生管理の基本としての三管理（①作業環境の管理、②作業の管理、③健康の管理）を確実に押し進めることが大切であるとされています。

個別対策

職業性疾病の防止対策における個別対策として、「化学物質の管理」、「アスベストの管理」、「粉じんの管理」のほか、最近の重点対策として取り組まれているものには、電離放射線、酸欠、騒音、振動、腰痛、熱中症、VDT 作業の管理等がある。

健康管理

健康管理対策の基本は、従来から、健康診断の実施とその事後措置を適切に行うことである。健康診断の種類には、①「雇入時健診、定期健診、特定業務従事者健診、海外派遣労働者健診、給食作業員の検便」（66 条 1 項）、②特殊健康診断（66 条 2 項-令 22）、③歯科医師による健診（66 条 3 項）、④労働局長指示に基づく臨時の健康診断（66 条 4 項）、⑤深夜業従事者の自発的健康診断（66 条の 2）、⑥労災保険法による二次健康診断等給付（労災法 26 条 1 項）がある。

最近では、過重労働による健康障害の防止（長時間労働者に対する医師面接制度）、メンタルヘルス対策が重点対策に浮上してきている。